

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400281号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500007号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成5年11月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年11月から平成6年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から19万円とする。

平成5年11月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成6年10月1日から平成15年12月17日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成6年10月から平成8年9月までは9万8,000円から19万円、平成8年10月から平成15年5月までは9万8,000円から24万円、平成15年6月は9万8,000円から26万円、平成15年7月から同年11月までは9万8,000円から24万円とする。

平成6年10月から平成15年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年10月から平成15年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年11月1日から平成15年12月17日まで

請求期間について、A社における標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際に支払われていた給与額より低くなっている。給与は通常どおり支払われ、厚生年金保険料も減額なく控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成5年11月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成5年10月の定時決定（平成5年9月2日処理）で19万円と記録されていたところ、平成6年4月1日付けで、請求者を含む14人の標準報酬月額の記録が平成5年11月1日に遡及して9万8,000円に引き下げされていることが確認できる。

また、A社の事業主は、請求期間当時、会社の経営があまり良くなかった頃に、保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所（当時）から標準報酬月額を引き下げるよう提案があり、それに従った旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月1日付けで行われた遡及減額処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について、平成5年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成5年11月から平成6年9月までの標準報酬月額については、直前の定時決定（平成5年10月1日）の標準報酬月額19万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成6年10月1日から平成14年1月1日までの期間については、i) 請求者から提出された預金通帳によると、各月の振込額はオンライン記録の標準報酬月額9万8,000円を超えていることが確認できること、ii) 請求者と同様に標準報酬月額が9万8,000円に減額されている複数の同僚から提出された給料明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、iii) 事業主は、保険料の滞納を解消するために、従業員の標準報酬月額を9万8,000円で届け出ていたが、実際は、定時決定の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していた旨陳述していることを踏まえると、請求者についても、定時決定どおりの厚生年金保険料の控除が継続しており、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であったことが推認できる。

したがって、平成6年10月から平成13年12月までの標準報酬月額については、当該期間前後において確認又は推認される標準報酬月額、請求者の定時決定の算定月における振込額、同僚から提出された給料明細書、事業主及び請求者の陳述に基づき総合的に判断すると、平成6年10月から平成8年9月までは19万円、平成8年10月から平成13年12月までは24万円とすることが妥当である。

- 3 請求期間のうち、平成14年1月1日から平成15年12月17日までの期間については、請求者から提出された平成15年度町民税・県民税特別徴収税額の通知書及び平成15年分の給料明細書（以下、併せて「給料明細書等」という。）によると、報酬月額に見合う標準報酬月額（平成14年1月から平成15年1月までは24万円、平成15年2月は26万円、平成15年3月から同年5月までは24万円、平成15年6月は26万円、平成15年7月及び同年8月は24万円）又

は標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 15 年 9 月から同年 11 月までは 24 万円）及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成 14 年 1 月から平成 15 年 3 月までは 24 万円、平成 15 年 4 月から同年 11 月までは 30 万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 14 年 1 月から平成 15 年 5 月までは 9 万 8,000 円から 24 万円、平成 15 年 6 月は 9 万 8,000 円から 26 万円、平成 15 年 7 月から同年 11 月までは 9 万 8,000 円から 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から平成 15 年 12 月 17 日までの期間について、上述のとおり、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出ている旨認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400292号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500008号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月5日の標準賞与額を11万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月5日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において、A社から11万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(11万4,500円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(8,951円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の閉鎖事項全部証明書により、請求者は請求期間において、同社の監査役であったことが確認できる上、同社の事業主は、請求者が社会保険事務及び給与の担当者であった旨陳述している。

しかしながら、請求者は現在療養中のため直接話を聞くことができないものの、A社は、請求期間当時、業務委託していた社会保険労務士事務所に従業員の給与を支払った報告を同社が失念していたことにより、適切な届出が行われず、当該期間に係る保険料の納付が行われなかった旨回答している。

また、事業主は、従業員から給与の記録が抜けているとの申出を受けた際に、速やかに過去の記録を全て調査し、請求期間に係る事業所一括の年金記録訂正請求の進捗を進めていることがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間前後の給与は適切に記録されており、A社は社会保険料の滞納事業所となっていないことが確認できる。

これらのことから、請求期間の給与については、意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者給与支払届（訂正届）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400297号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500009号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年11月30日、喪失年月日を昭和61年4月1日に訂正し、昭和60年11月から昭和61年3月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和60年11月30日から昭和61年4月1日までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年11月30日から昭和61年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年11月30日から昭和61年4月1日まで

請求期間について、A社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録がないが、給与明細書で厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、当該期間を被保険者期間となるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、A社から提出された昭和61年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)、同社の事業主及び複数の同僚の回答並びに陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたと認められる。

また、上述の給与明細書、源泉徴収簿及び日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間にA社から22万円の標準報酬月額に相当する給与の支払を受け、9万8,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和60年11月30日から昭和61年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「取得届」という。）及び厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る取得届が提出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和60年11月30日から昭和61年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。